

◎「社会的養育推進計画」に関する事項について

平成２９年８月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、新たに「社会的養育推進計画（以下、「推進計画」）」の策定を求めています。

本市においては、これを踏まえ、「推進計画」を「元気発進！子どもプラン（第３次計画）」と一体のものとして策定します。なお、「推進計画」に掲載する事項の詳細については、次のとおりとします。

１ 社会的養育に関する各取り組みの今後のあり方について

（１）今後の里親等委託のあり方

「家庭養育優先原則」を踏まえ、代替養育を必要とする子どもに家庭的な養育環境を提供するため、里親家庭の増加を図り、里親等の委託を推進していくことが求められている。

＜方向性＞

◎フォスタリング（里親養育包括的支援）業務の推進

里親委託率の向上を目指すためにも、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、里親への研修や委託後の支援等のフォスタリング業務の重要性は高まっており、それを一層推進するための実施体制を速やかに構築する。

＜今後のあり方＞

フォスタリング業務を推進していくにあたり、子ども総合センターと里親がチームとなるような実施体制を構築する。児童養護施設等の里親支援専門相談員との連携もより強化していく。

また、NPO法人等の民間機関の力を活用していくと同時に、将来的なフォスタリング業務の委託可能性を見据えていく。

＜具体的な方策＞

- ◎フォスタリング業務において協働できるNPO法人等のパートナーと連携する。また、将来的にフォスタリング業務を民間機関が担うことができるか検討する。
- ◎児童養護施設等の里親支援専門相談員による里親家庭の支援を計画的に実施し、里親の負担感の軽減や、里親家庭での不調防止を図っていく。

（２）今後の児童養護施設等のあり方

これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた児童養護施設及び乳児院については、その高い専門性とスキルを活かして、「できる限り良好な家庭的環境」の整備を進めていく必要がある。

＜方向性＞

◎小規模かつ地域分散化

これまで以上に小規模かつ地域分散化に資するため、地域小規模児童養護施設の設置などを

進める。

◎ケアニーズの高い子どもへの専門的な養育の実施(高機能化)

家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯により家庭的な生活に拒否的になっている子どもや、心理職、医師や看護師など専門職の即時の対応が必要なケアニーズが高い子どもなど、より専門的なケアが必要な処遇困難児童に対応できるようにハード・ソフト両面の整備を進め、養育体制の充実を図る。

◎多機能化・機能転換

多機能化・機能転換に向けては、より在宅支援機能や里親支援機能の強化を図るため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員の配置増加など、里親支援機能や在宅支援機能の強化を図っていく。

また、一時保護委託やショートステイ・トワイライトステイ、里親のレスパイトケアといった受入機能の強化を図りながら多機能化・機能転換を進めていく。

◎母子生活支援施設の適切な運営

本市にある母子生活支援施設については、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、今後もニーズに応じて利用されるように活用を図っていくとともに、適切な運営に努めていく。

〈今後のあり方〉

これまで社会的養護の一翼を担ってきた児童養護施設等については、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かし、子どもたちの状態にあった適切な養育を推進する社会資源としての必要性を維持しながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めていく。

市内の児童養護施設等で構成される北九州市児童養護施設協議会を、社会的養護の充実を推進するプラットフォームとして、また家庭や里親等との調整機関として、各児童養護施設等が各々の特徴を踏まえた養育を推進していく。

〈具体的な方策〉

- ◎地域小規模児童養護施設の増設を図り、施設の小規模かつ地域分散化を進める。
- ◎家庭養育に拒否的になっている子ども等への専門的なケア、自立支援など施設機能の強化、専門性の向上など、養育機能の高機能化を図る。
- ◎里親支援専門相談員を全施設に配置できるよう支援し、里親支援機能を強化する。
- ◎面接や心理療法等を行うことにより、親子関係再構築、早期家庭復帰に向けた支援を行う。
- ◎既存施設内ユニットを、一時保護、ショートステイ、里親レスパイトケア等を行う専用施設とするための必要な改修を支援していく。
- ◎発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて質の確保を図るための職員配置の充実を図る。
- ◎母子生活支援施設の適切な運営を図る。

(3) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進

特別養子縁組は、保護者の死亡や、家族再統合が極めて困難と判断された子どもに、永続的・安定的な養育環境を提供し、子どもの養育に法的安定性を与える重要な施策である。

〈方向性〉

◎特別養子縁組制度の普及啓発

里親制度の普及啓発、里親のリクルートと併せて、特別養子縁組について普及啓発を図る。

◎特別養子縁組手続きの支援

実親の意向確認から養親の選定、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施する。

<今後のあり方>

自己の子を他の者の養子とすることを希望する者から相談を受けた際には、制度について丁寧に説明し慎重に確認をとり、実親と子どもにとって最適な選択ができるようサポートしていく。

養親への支援としては、成立前の監護期間における家庭訪問や、申請手続きのアドバイスなど、養親に寄り添って成立までともに歩んで行くような支援を行う。

<具体的な方策>

◎里親制度の普及啓発と併せてPRを実施する。

◎実親の意向確認を慎重に、また、必要に応じて再度行うことにより、手続き開始後の不成立となるケースを防ぐ。

(4) 一時保護改革に向けた取組

一時保護は、子どもの安全を迅速に確保することや子どもの適切かつ具体的な援助方針を定めるために行うものであり、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。

一時保護の実施にあたっては、委託一時保護のさらなる活用や、安全・安心な環境で子どもの状況に応じた適切なケアの提供、並びに子どもの権利擁護のための取組みの推進が必要である。

<方向性>

◎委託一時保護先の確保

委託一時保護が可能な里親や施設等を確保し、子どもの特性等に応じて委託一時保護を実施する。

◎一時保護所職員の専門性向上

一時保護の目的を達成し適切な支援を行うため、研修等を通じ一時保護所職員の専門性向上を図る。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者評価等による子どもの権利擁護

一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから直接意見を聴取する仕組みを設けるとともに、質の高い支援の実現を図るため、定期的に第三者評価を実施する。

<今後のあり方>

一時保護中の子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、国

の「一時保護ガイドライン」を踏まえた改革に取り組む。

＜具体的な方策＞

- ◎市内の児童養護施設及び乳児院において、一時保護児童のための居室等の整備や、一時保護児童を担当する専任職員の配置を検討する。
- ◎子ども総合センターは、里親や施設等の種別ごとに、委託一時保護の受入れ可能人数を常に把握し、子どもの行動上の問題や虐待の影響への専門的なケアの必要性等に応じて、受入れ先を決定する。
- ◎一時保護所職員は、職場内外において、一時保護に関する専門的な研修を受講する。
- ◎一時保護開始時に「(仮称)一時保護所のしおり」を子どもに示し、一時保護所の日課等と併せて、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容を丁寧に説明する。
- ◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。
- ◎第三者機関等は一時保護所を視察し、子ども総合センターに対して指導・勧告・情報提供等を行う。

（５） 社会的養護自立支援の推進

児童養護施設等を退所する児童は、保護者の支援を受けられず、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならないことが多いため、退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図っていく必要がある。

＜方向性＞

◎普通自動車運転免許費の助成などの自立支援

普通自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助、大学等への入学金の助成などの自立支援を継続していく。

◎自立援助ホームの運営支援

就労・就学しながら自立するための生活指導を行うために、自立援助ホームの運営を支援する。

◎社会的養護自立支援事業(生活相談、生活費・居住費支援)

生活費や居住費の援助、生活相談事業の推進など、自立支援の取組を強化する。

＜今後のあり方＞

生活費や居住費の援助及び生活相談を行う社会的養護自立支援事業を強化し、毎年度、退所する児童の継続支援計画をもとに、児童養護施設の児童指導員とともに支援を行っていく。

＜具体的な方策＞

- ◎生活相談の実施や生活費・居住費を支援する社会的養護自立支援事業を継続して実施する。
- ◎継続支援計画をもとに、年1回、施設退所予定者に関する支援担当者会議を実施する。
- ◎資格取得費用の援助など就労支援や進学支援に向けた取組みを継続して実施する。

（６） 児童相談所の強化等

児童相談所(子ども総合センター)においては、児童福祉司及び児童心理司を適切に配置し、専門的な研修を受講すること等により、体制強化・専門性強化を図っていく必要がある。

＜方向性＞

◎児童福祉司及び児童心理司等の適切な配置

法令等の配置基準に基づき、子ども総合センターに児童福祉司及び児童心理司等を適切に配置する。

◎子ども総合センター職員の専門性向上

子ども総合センター職員は、必要な研修を受講すること等により、専門性の向上を図る。

<今後のあり方>

法令や国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司、児童心理司等の専門職を計画的に配置し、子ども総合センターの体制強化を図るとともに、これらの専門職に必要な研修を受講させること等により、人材育成を図りながら、専門性を強化していく。

<具体的な方策>

- ◎管轄区域の人口等により定められた法令の基準等を踏まえ、児童福祉司、児童心理司等を配置する。
- ◎児童福祉司等は、法令で義務付けられた研修や専門機関等が実施する職場外研修を受講する。

(7) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもの権利擁護の観点から、措置中の子どもが有する権利等についての丁寧な説明や、子どもが直接意見を表明できる仕組みの整備等が必要である。

<方向性>

◎里親委託・施設入所の開始時等における子どもへの説明及び意見聴取

里親委託又は児童養護施設等への入所措置等を開始する際は、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について、子どもに対し丁寧な説明を行う。また、措置変更時や措置継続中においても、今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもからも十分に意見の聴取を行う。

◎一時保護開始時等における子どもへの説明及び意見聴取〔再掲〕

一時保護を開始する際は、一時保護中の子どもの権利及び制限される内容等について、子どもに対し丁寧な説明を行うとともに、一時保護中の子どもの意見が適切に表明されるよう配慮する。

◎第三者機関等による権利擁護の仕組み構築の検討

里親委託・施設入所中の子どもや一時保護中の子どもから希望があった場合等において、第三者機関等が子どもから意見を聴取する仕組みの構築を検討する。

<今後のあり方>

里親委託・施設入所中の児童や一時保護中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や権利が侵害された時の解決方法、また措置変更時等における今後の見通し等について、子どもの年齢や理解に応じた丁寧な説明及び十分な意見聴取を行う。

また、第三者機関等による子どもからの意見聴取や定期的な第三者評価の実施等により、子どもの権利を擁護する仕組みを整備していく。

<具体的な方策>

- ◎里親委託又は施設入所措置を開始する際、子ども総合センターは、「わたしの権利ノート」を子どもに配布し、子どもが有する権利や困ったときの相談先等について説明を行う。

- ◎措置変更を行う場合や措置継続中においても、子ども総合センター職員が子どもと面接し、措置変更の理由や今後の見通し等について丁寧に説明するとともに、子どもから十分に意見聴取を行い、できる限り方針決定に反映させる。
- ◎誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることができる「意見箱」を設置するなど、子どもの意見を尊重し、一時保護所での支援の向上を図る。[再掲]
- ◎第三者機関等は、子どもから直接意見を聴取し、里親・施設や子ども総合センターに対して、必要な指導・勧告・情報提供等を行う。

(8) 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

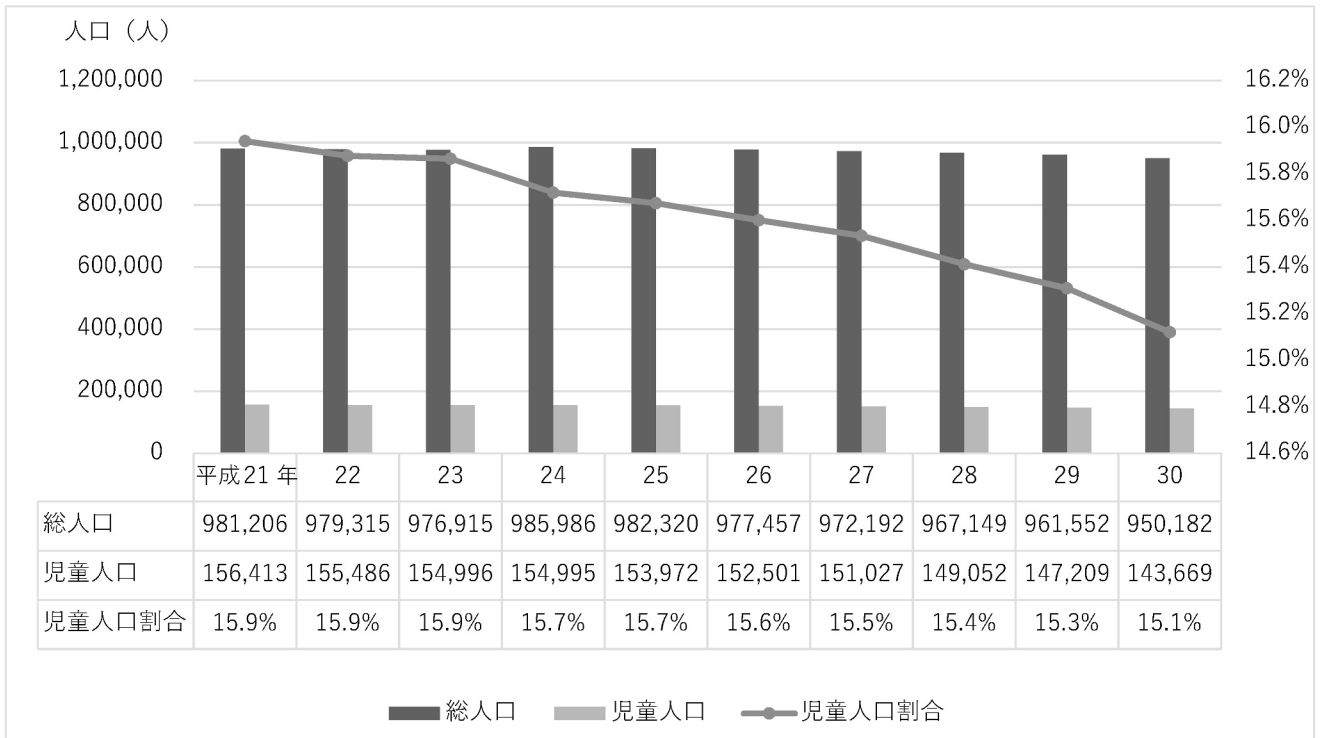
〈方向性・今後のあり方〉

本市において、更なる子ども家庭支援を促進していくために、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点など、本市におけるソーシャルワーク体制の構築を図るとともに、ショートステイ・トワイライトステイなどの支援メニューの充実を図っていく。

2 社会的養育に関する本市の現状と傾向について

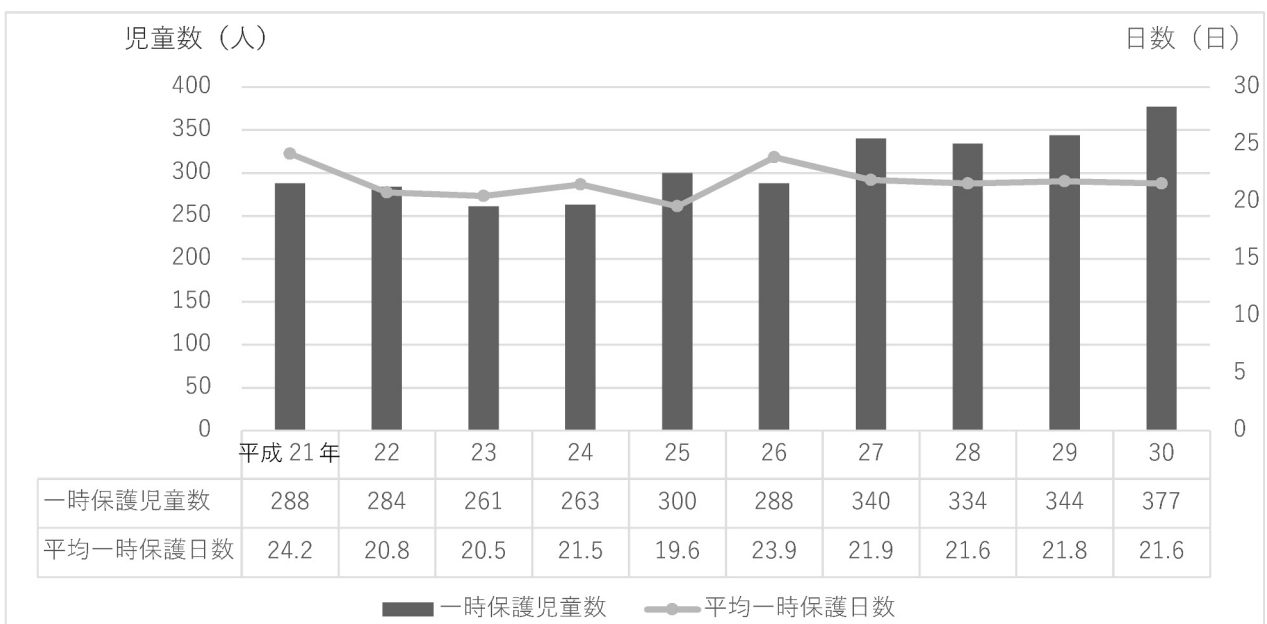
(1) 人口推移

平成 30 年度の児童人口は、平成 21 年度から 12,744 人減少しており、約 8.1% 減となっている。総人口に占める児童人口の割合も減少傾向にある。(人口は、「住民基本台帳」(各年度 9 月 30 日現在(平成 30 年度は年度末))による)



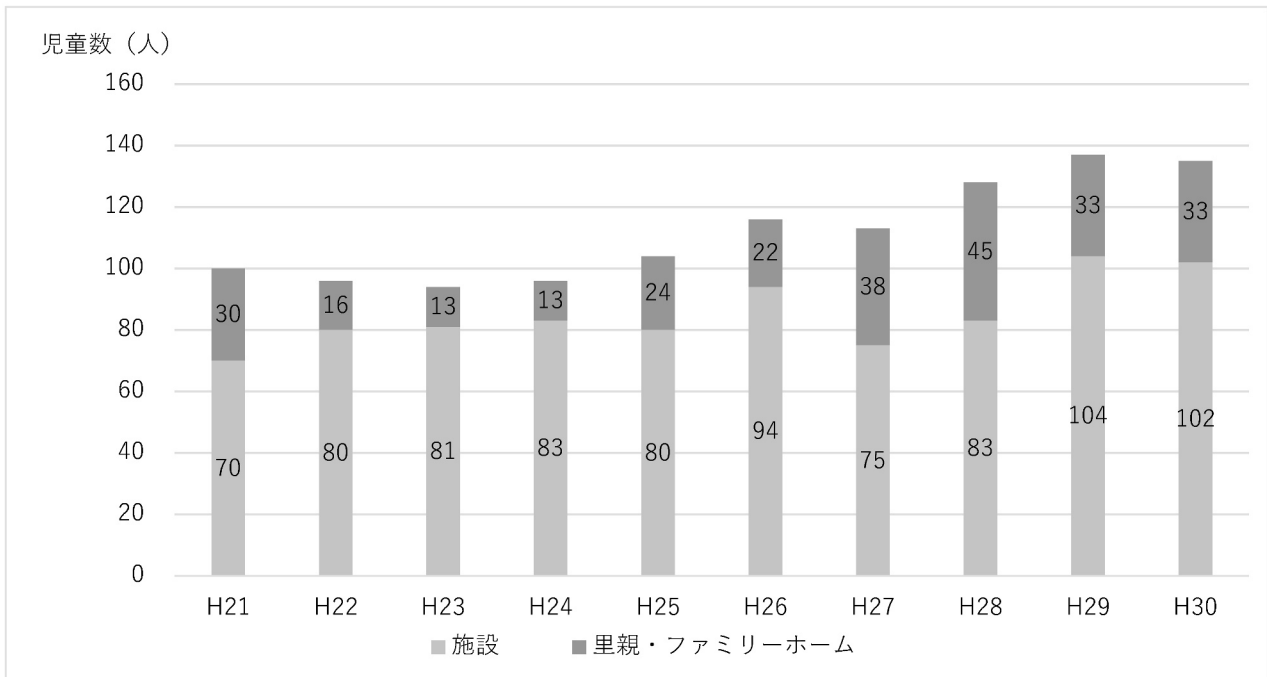
(2) 一時保護児童数・日数

平成 30 年度の一時保護実人員は 377 人と昨年度から 33 人増加した。



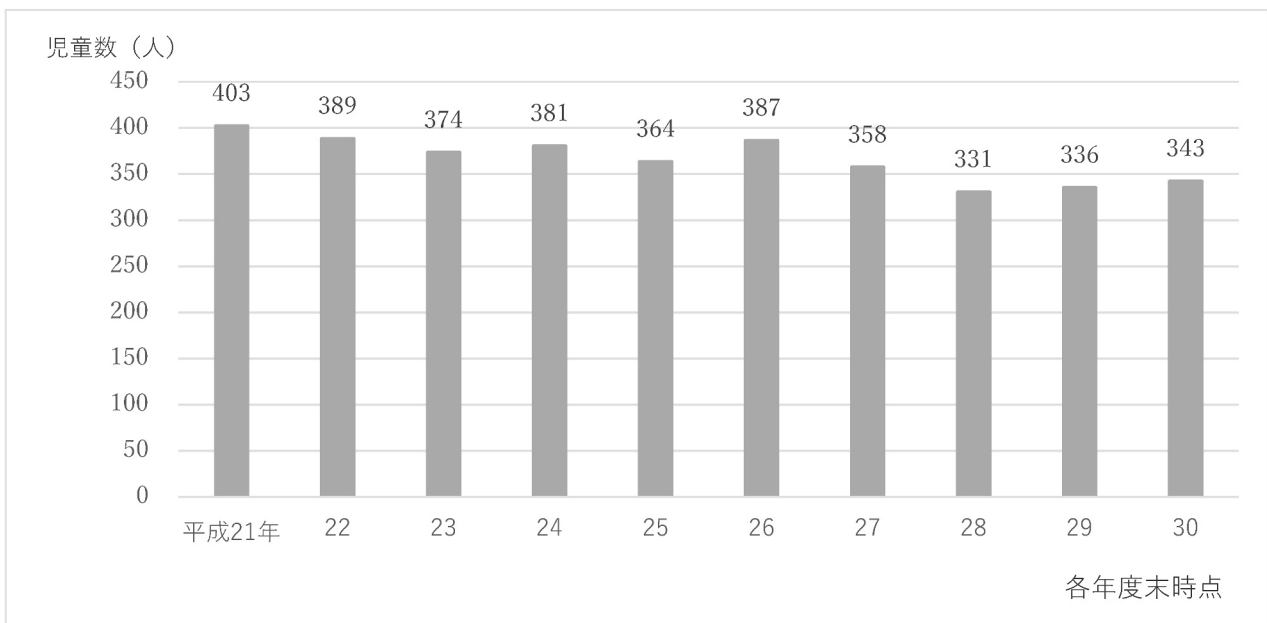
(3) 新規入所児童数

施設や里親等への新規入所児童数は、平成 30 年度には 135 名であり、過去 10 年間で最多であった昨年度に次ぐ児童数であった。



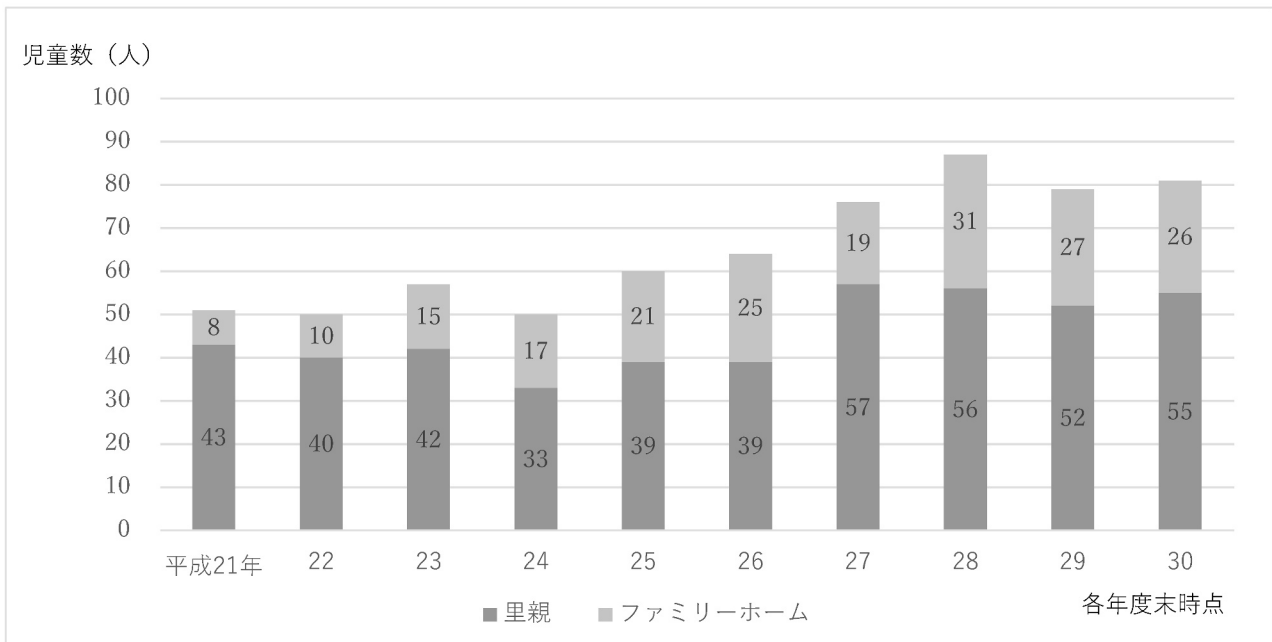
(4) 施設入所児童数

平成 30 年度末時点の施設入所児童数は 343 人であり、過去 10 年間を通してみると概ね減少傾向にある。



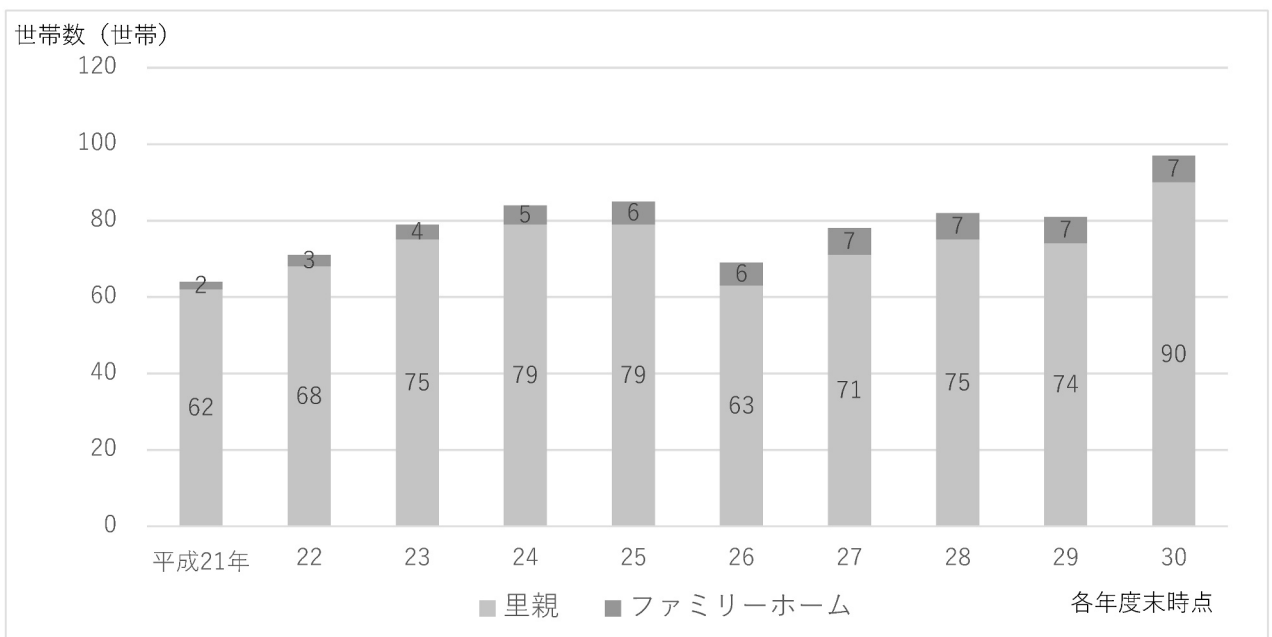
(5) 里親・ファミリーホーム委託児童数

平成30年度の里親への委託児童数は55名、ファミリーホームへの委託児童数は26名、合計で81名となっている。



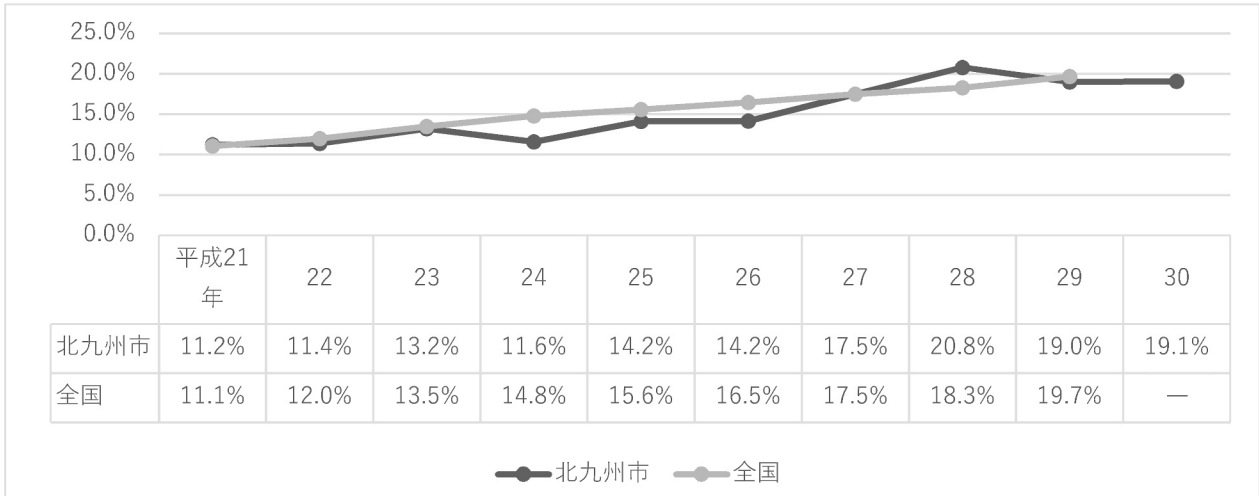
(6) 里親・ファミリーホーム登録世帯数

登録里親世帯数は、増加する年と減少する年とあるが、平成30年度は90世帯で、10年前と比較すると28世帯増となっている。また、ファミリーホームは、平成21年度に市内で初めて認定されて以降、平成30年度までで7世帯に増加した。



(7) 里親・ファミリーホーム委託率

平成 30 年度の里親委託率は 19.1%であり、昨年度より 0.1 ポイント増加しており、過去 10 年間の推移でみると、平成 21 年度の 11.2%から 7.9 ポイント増加している。

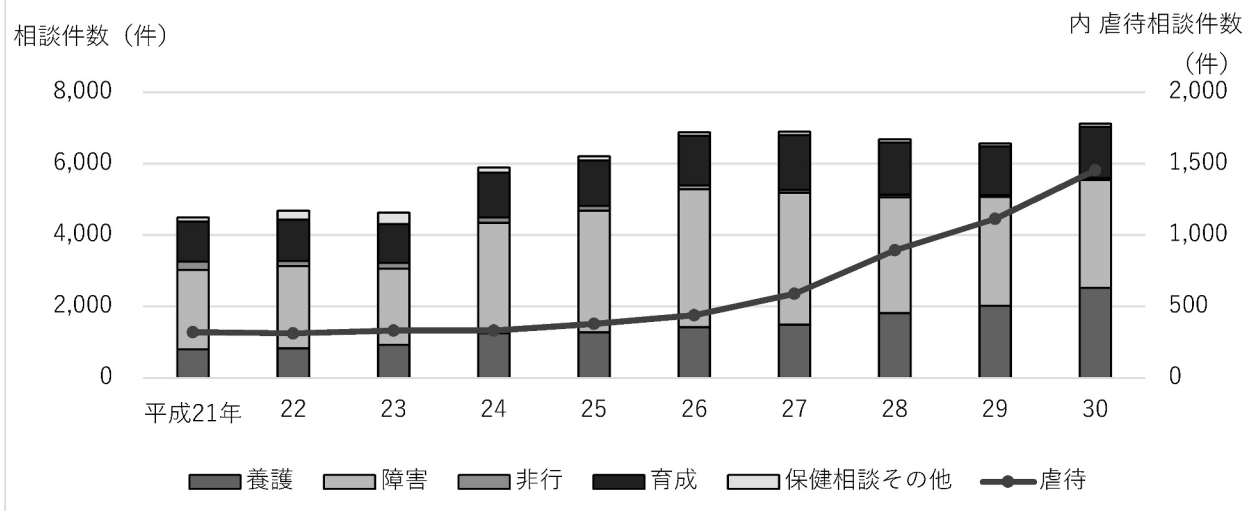


(8) 子ども総合センターにおける相談件数

養護相談のうち、虐待相談件数を取り出すと、平成 21 年度には 322 件だったところ、平成 30 年度には 1,455 件に大幅へと増加している。

(件)

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護	797	826	923	1,245	1,272	1,419	1,495	1,812	2,019	2,526
虐待 (内数)	322	313	333	333	380	439	590	896	1,115	1,455
障害	2,224	2,308	2,141	3,099	3,407	3,867	3,691	3,246	3,048	3,017
非行	238	145	160	149	135	109	82	78	52	54
育成	1,116	1,152	1,080	1,258	1,275	1,389	1,533	1,455	1,366	1,433
保健相談 その他	117	252	324	144	123	92	97	96	84	91
計	4,492	4,683	4,628	5,895	6,212	6,876	6,898	6,687	6,569	7,121



3 本市の実情を踏まえた里親等※委託率の数値目標について

※「里親等」とは里親とファミリーホームのこと

(1) 代替養育を必要とする子ども数見込みについて

◎本市の算出

- ・平成31年3月現在の代替養育の子ども数については、424人(市内の児童人口143,669人×約0.30%)である。
- ・これに、これまで10年間に一時保護児童数及び新規入所児童数が平均年間2~3%増えていることから、潜在需要として年間2%増、10年間で約20%増えると想定するとともに、10年間で約8%の児童人口が減少しているため、同様の比率で減少(5年後に4%減少、7年後に6%減少、10年後に8%減少)と想定。
- ・年齢階層の内訳は現在の比率をそのまま按分している。

(単位：人)

	平成31年3月	令和6年 (5年後)	令和8年 (7年後)	令和11年 (10年後)
全体	424	449	457	474
3歳未満	42	44	45	47
3歳以上就学前	59	62	63	66
学童期以降	323	343	349	361

(2) 里親等委託が必要な子ども数見込みについて (国の策定要領に基づく推計)

◎国の算式をもとに推計した現在の里親等委託が必要な子ども数(344人)に、潜在需要(年間2%増)及び児童人口の減少比率を加味して、今後の見込みを算出。

(単位：人)

	平成31年3月	令和6年 (5年後)	令和8年 (7年後)	令和11年 (10年後)
全体	344	363	371	385

(3) 施設で養育が必要な子ども数見込みについて (国の策定要領に基づく推計)

◎代替養育を必要とする子ども数から里親等委託が必要な子ども数を減じたもの。

(単位：人)

	平成31年3月	令和6年 (5年後)	令和8年 (7年後)	令和11年 (10年後)
全体	80	86	86	89

(4) 本市の里親等への委託子ども数見込み及び委託率目標値について

(1)、(2)の数値を踏まえて算出すると、里親等委託率(81.2%)は、本市の実情と大きくかけ離れるため、以下の考え方にに基づき、本市の実情を踏まえた各期における里親等委託率を算出する。

<本市の実情を踏まえた里親等委託が必要な子ども数見込み>

- ◎ 今後、里親の新規開拓を推進していくことにより、本市では過去 10 年間の登録里親世帯増加率は 121%であったが、政令市の登録里親世帯増加率の平均値(183%増)並みに増加していくと推計し、それに委託里親世帯比率 54%(登録里親世帯の内、児童を委託している里親世帯の割合)と 1 世帯当たりの委託児童数 1.8 人(委託里親世帯にいる児童数の平均)を乗じて、各期の里親等委託の子ども数を算出する。

◆本市の実情を踏まえた里親等委託子ども数見込みについて

(単位：人)

	平成 31 年 3 月	令和 6 年 (5 年後)	令和 8 年 (7 年後)	令和 11 年 (10 年後)
全体	81	132	147	170

<本市の実情を踏まえた里親等委託率目標>

- ・ 代替養育が必要な子ども数 A(424 人→449 人→457 人→474 人)
- ・ 本市の実情に応じた里親等委託子ども数 B(81 人→132 人→147 人→170 人)
- ・ 里親等委託率 = B / A

	平成 31 年 3 月	令和 6 年 (5 年後)	令和 8 年 (7 年後)	令和 11 年 (10 年後)
国目標(全体)	—	75%(3 歳未満)	75%(乳幼児)	50%(学童期以降)
本市目標(全体)	19.1%	29.4%	32.2%	35.9%
3 歳未満	14.3%	38.6%	42.2%	48.9%
3 歳以上就学前	11.9%	40.3%	42.9%	47.0%
学童期以降	21.1%	26.2%	28.9%	32.1%